

THANKS

BUSINESS NEWS LETTER

(VOL. 184)

発行日：平成24年10月1日
発行者：有限会社サクスマインドコンサルティング
連絡先：〒359-1118
埼玉県所沢市けやき台1-41-11
TEL:04-2922-1417
E-MAIL：info@thanksmind.co.jp
<http://www.thanksmind.co.jp>

特集

「日本一わかりやすい会計の基本⑬ ～ 減価償却とは何か（その1）」

今、本誌では「日本一わかりやすい会計の基本」というテーマで特集しています。
前回の本誌では、「減価償却（げんかしょうきやく）」について解説します。

●考えてみよう！

<質問1>

- ・香港で、1本30万円のロレックスを5本買ってきました。
友人にPRしたら、50万円で5本売れました。
⇒売上高はいくらですか？
⇒売上原価はいくらですか？
⇒売上総利益はいくらですか？
- ・さらに、PRを手伝ってくれたAさんに10万円払いました。
⇒営業利益はいくらですか？

売上高	250万円	
売上原価	150万円	
売上総利益	100万円	
販売管理費	10万円	・・・人件費
営業利益	90万円	

全く問題ないですね。
それでは、次の質問は？

<質問2>

- ・香港で、1本30万円のロレックスを5本買ってきました。
友人にPRしたら、50万円で5本売れました。
⇒売上高はいくらですか？
⇒売上原価はいくらですか？
⇒売上総利益はいくらですか？
- ・さらに、今後、本格的に商売を始めるために100万円の車を買いました。
⇒営業利益はいくらですか？

売上高	250万円	
売上原価	150万円	
売上総利益	100万円	
販売管理費	100万円	・・・ 車の購入
営業利益	0万円	

と考える方も多いのではないのでしょうか？
 実は、これは間違いです。
 この段階では、販売管理費は「0」なのです。

●費用と投資の違い

販売管理費とは「商品やサービスを販売したり、会社を運営するための費用」のこと。
 当然、車も含まれると思われるでしょう。
 それなのに、なぜ、車の購入は販売管理費にならないのでしょうか？
 その答は「費用」と「投資」の違いです。

「費用」の代表的なものは、売上原価、人件費、広告費、交通費等々。
 全て「損益計算書」に出てくるものです。
 さて、ここで思い出してください。
 損益計算書とは、「一定期間における売上、費用、利益を示したもの」でしたよね。
 一定期間とは、「1年」のこと。（1ヵ月や半年等、途中経過でまとめる場合もありますが・・・）
 つまり、**費用**とは「**1年間のために使ったお金**」のことを言うのです。

それでは、車は1年間乗ったら、捨ててしまうのでしょうか？
 そんなことはありません。
 たぶん、5年程度は使用するでしょう。
 すなわち、100万円は1年間のためではなく、5年間のために使ったお金。
 それを、「費用」として損益計算書に計上することはおかしくないですか？
 このように、「**1年よりも先まで見越して使ったお金**」のことを「**投資**」と言うのです。

●減価償却（げんかしょうきやく）とは何か？

100万円の車は5年間のための投資。
 しかし、当然、1年使えば、車は劣化し価値は目減りします。
 その目減り分こそ、まさに、「その年のために使ったお金」ですよね。
 皆さんは、「減価償却（げんかしょうきやく）」という言葉聞いたことがありますか？
 「減価償却」とは、投資したものについて、1年使った時にその分を「費用」にすることなのです。

それでは、具体的な減価償却の仕組みを確認しましょう。
 ⇒次ページを参照してください。

- ①まず、購入時は、「貸借対照表」が変わります。
 左の箱（財産）の現金が100万円減り、車両が100万円増加します。
 財産の総額としては、現金から車両に形が変わっただけですので、変化なしです。

② 1年後に「減価償却」を行います。

減価償却費として費用化する金額は $100\text{万円} \div 5\text{年} = 20\text{万円}$ 。

貸借対照表の「車両」は、20万円の価値が減り、80万円になります。

また、減価償却費20万円は、損益計算書の販管費として計上されます。

結果として、損益計算書は費用が20万円増加しますので、利益は逆に20万円減少します。

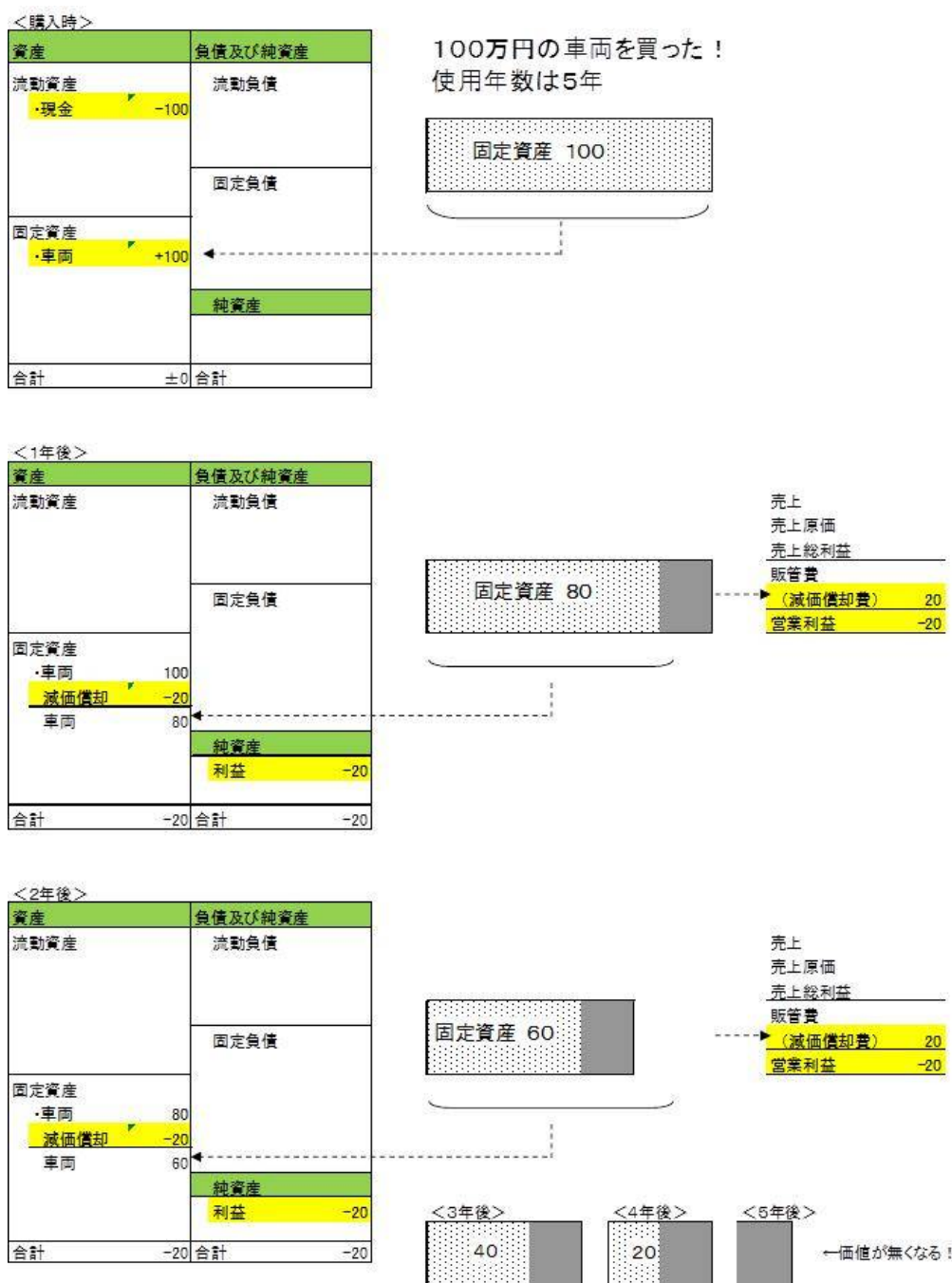
貸借対照表の純資産（右の箱の一番下）は、損益計算書と連動していますので、やはり20万円の減少になります。

③ 2年後も同様に「減価償却」を行います。

貸借対照表の「車両」は、更に20万円価値が減り、60万円になります。

損益計算書では、前年同様、20万円が販管費として計上され、貸借対照表の純資産も、また、20万円減少します。

その後、毎年同じ様に車両は減価償却されていき、5年後には価値が無くなります。



●減価償却の対象となるもの

上述の通り、減価償却とは、「1年よりも先まで見越して使ったお金（買ったもの）』について、『その年の分』だけ費用化するもの」です。

でも、ちょっと待って！

「土地」のようなものはどうなのか？

車と同様、「その年だけ」のために買うものではないですね。

しかし、土地の場合は、車のように、いくら使っても目減りするものではありません。

ということで、土地のように「いくら時間が経過しても、その価値が下がらないもの」については、減価償却の対象からは除外します。

減価償却の対象に関してもうひとつ！

「電卓のような物だって、その年だけのために買うものではないのでは？」

賢い皆さんの中には、きっと、このような疑問を持つ人もいます。

全くその通り。

本来の意味からすると、そういうものも、「減価償却」すべきなのです。

でも、そんなことを言い出したらキリが無いですね。

シャープペンシルはどうなのか？

懐中電灯はどうなのか？

「取得金額が500円で、使用期間が10年だから…」なんて、とてもやってられません。

だから、法律では、減価償却すべきものは「10万円以上のもの！」と決めており、10万円未満のものは、「1年で使うもの」とみなして費用（＝消耗品費）とすることを認めているのです。

●「使用期間」はどう決める？

これまで、減価償却費は「購入金額を使用年数で割って計算する」と説明してきました。

ところで、この「使用期間」はどうやって決めるのでしょうか？

車にしても、乗り方によって使える年数は変わります。

毎日、何百キロも乗れば2年程度で使えなくなるかもしれないし、週に2～3回の使用ならば、10年以上もたせることも可能でしょう。

本来ならば、このような「使い方」を考慮して、会社が独自に決めたいところ。

しかし、残念ながら、そのような「勝手」は許されません。

この使用期間は、「法定耐用年数」と言って、国が細かく定めています。

インターネットで検索すると、まあ、細かく規定していますよ。

どうして、国はそんな「おせっかい」をするのでしょうか？

その理由は簡単です。

もし100万円の車について、使用年数を2年にしたら、減価償却費は50万円。

一方、10年にしたら、減価償却費は10万円。

年数によって、減価償却費は変わります。

そして、減価償却費が変われば、当然、その後の利益も変わります。

50万円ならば、利益はその分少なくなるし、10万円ならば多くなる。

つまり、年数を自社で勝手に決めることができれば、利益操作が可能になるのです。

それは、国にとっては、許すことができないこと。

なぜならば、税金は利益に対してかかるものからです。

<続きは次回>